

沖縄県
設計業務等条件明示ガイドライン（案）

令和4年4月
沖縄県土木建築部

沖縄県 設計業務等条件明示ガイドライン

1. はじめに

設計業務は、社会インフラの設計・施工・管理の上流に位置し、公共工事の品質確保を図るうえで、非常に重要な位置にある。しかしながら、近年、設計ミスの発生などの設計業務の品質低下が指摘されており、国土交通省では設計業務に関して、従前の照査等の取り組みに加え、新たな品質確保の取り組みを検討している。

その1つである「条件明示ガイドライン（案）」は、発注者の条件明示の遅延による履行期間の圧迫、作業の手戻り等の回避のため作成されたが、沖縄県ではこれを参考に「沖縄県 設計業務等条件明示ガイドライン」（以下「本ガイドライン」という。）を作成し、詳細設計業務の履行にあたり必要となる設計条件等を受注者へ適切に明示し、発注者の役割と責任の確実な履行を図っていくものである。また、最終的に条件明示チェックシート（案）における現場条件等を、工事設計書「現場説明における条件明示」に反映することを目標とする。

2. 基本的な考え方

- (1) 本ガイドラインは、発注者が詳細設計業務発注時に、設計内容・設計条件を確認し、受注者に対して業務の履行に必要な設計条件等が明示できているかを確認するツールとして活用する。
- (2) 条件明示チェックシートは、国土交通省の条件明示チェックシート（案）を使用する。
- (3) 予備設計の受注者は、条件明示チェックシート（案）を作成し、成果品として納品する。また、発注者は内容を確認するとともに、必要に応じて条件事項を追加する。

なお、予備設計において、受注者に条件明示チェックシート（案）を作成させる場合は、発注者は、設計図書（数量総括表、特記仕様書等）に明示する。

- (4) 発注者は、詳細設計業務着手時（契約後）に、条件明示チェックシート（案）を受注者に提示し、業務着手時までには明示できない条件については、条件の決定に際して必要な検討事項、条件確定の時期等を整理し、受発注者間で情報共有を図ることにより円滑に業務を実施する。
- (5) 予備設計と詳細設計を同一業務内で実施する場合、又は、詳細設計のみを実施する場合は、発注者が条件明示チェックシート（案）を作成することとし、「条件明示チェックシートの作成」に係る費用計上は行わないものとする。

3. 対象業務

沖縄県土木建築部が発注する全ての土木工事（空港、港湾事業は除く。）に係る予備設計、詳細設計を対象とする。

本ガイドライン適用日以降に予算執行伺いを決裁する業務を対象とする。

なお、本ガイドライン適用日にて業務履行中の場合、受発注者の協議が整った場合、本ガイドラインを適用できるものとする。

4. 対象工種

対象工種は次のとおりとするが、これ以外でも対象とすることができるものとし、チェックシートがない工種については、類似のものを使用し、適宜修正しても良い。ただし、内容については、受発注者で協議し決定する。

- ① 道路詳細設計（平面交差点を含む）
- ② 橋梁詳細設計
- ③ 樋門・樋管詳細設計
- ④ 排水機場詳細設計
- ⑤ 築堤護岸詳細設計
- ⑥ 山岳トンネル詳細設計（換気検討を含む）
- ⑦ 共同溝詳細設計
- ⑧ 砂防堰堤詳細設計（地すべり対策設計、急傾斜地崩壊対策設計含む）

5. 業務における措置

（1）予備設計業務

予備設計業務において、受注者に条件明示チェックシート（案）を作成させる場合は、発注者が設計図書（数量総括表、特記仕様書等）に明示し『設計業務委託積算基準_第2章土木設計業務等標準歩掛_第1節共通_1-2その他_条件明示チェックシートの作成』に基づき、当初設計に費用計上する。

なお、国庫補助事業、交付金事業等による業務については、予備設計業務が国庫補助金、交付金等の対象となることを、各事業の主務課において確認されたものに限る。（参考：通常、予備設計業務は、国庫補助金、交付金等の対象となりません。）

（2）その他業務

予備設計と詳細設計を同一業務内で実施する場合、又は、詳細設計のみを実施する場合は、業務発注前に発注者が条件明示チェックシート（案）を作成することとし、「条件明示チェックシートの作成」に係る費用計上は行わない。

6. 使用方法

（1）運用の流れ

別紙「条件明示チェックシートの運用の流れ」のとおり

【特記仕様書記載例】

1) 予備設計業務（条件明示チェックシート（案）を作成する場合）

第〇条 条件明示チェックシート（案）の作成

本業務は、条件明示チェックシート（案）の活用対象業務である。

受注者は、業務の成果として、発注者が貸与する条件明示チェックシート（案）に必要事項を記入の上、業務完了時に発注者に提出するものとする。

受注者は、アンケート調査に協力するものとする。

2) 詳細設計業務

第〇条 条件明示チェックシート（案）の活用

本業務は、条件明示チェックシート（案）の活用対象業務である。

受注者は、発注者が貸与する条件明示チェックシート（案）に記載されている設計条件等を確認し、業務工程表に反映するものとする。

受注者は、アンケート調査に協力するものとする。

(2) 作業手順

発注者は、詳細設計業務の履行にあたり、明示すべき条件に漏れがないかどうかを条件明示チェックシート（案）により確認する。作業の手順は、以下のとおりとする。

- ①（受注者）予備設計の受注者は、設計図書（特記仕様書等）に明示されている場合、条件明示チェックシート（案）を記入・整理し、予備設計報告書に添付し、成果品として納品する。

【記入・整理方法】

- a) 業務内容から判断して該当対象項目を抽出し、「対象項目」欄に○、×を付す。なお、対象項目から外す場合は、その理由を「備考」欄に記載する。
- b) 設計条件が確定されているかどうかを予備設計報告書により確認し、「確認状況」欄に「○、△、×」を付し、確認日を記入する。また、「確認資料」欄に資料の名称、頁数等を記入する。また、「△、×」を付した項目については、「備考」欄に状況等を記載する。「備考」欄への記載にあたり、受注者は、状況について分かる範囲で記入し、発注者は、受注者の意見を参考に必ず遅延の状況、今後の対応等を記入（更新）する。

【備考欄への記載例】

(受注者)

- ・〇〇協議が行われていないため、条件が確定していない。
- ・地質調査（ボーリング調査）本数が足りず、設計が難しい。

(発注者)

- ・〇月末までに河川管理者との〇〇協議を終え、条件を提示予定。
- ・〇月末までにボーリング追加調査を行う予定。
- ・〇〇資料により地盤条件を適切に設定し、設計を行うこととする。

- c) 工事内容等により項目の追加がある場合は、項目を適宜追加し内容について協議する。

- ②（発注者）予備設計の受注者が記入した条件明示チェックシート（案）の内容を確認し、記入漏れ箇所や設計の目的、主旨、基本事項、関係機関協議など条件が決定した項目や発注者保有の情報等について追加、更新記入する。

※予備設計と詳細設計を同一業務内で実施する場合、又は、詳細設計のみを実施する場合は、発注者が条件明示チェックシート（案）を作成する。

- ③（発注者）詳細設計の発注にあたっては、条件明示チェックシート（案）に基づき、明示すべき設計条件等の特記仕様書に記載する。
- ④（発注者）詳細設計業務着手時（契約後）に条件明示チェックシート（案）を受注者に提示し、設計条件等を相互に確認すること。
- ⑤（受注者）発注者から提示された条件明示チェックシート（案）を基に「業務スケジュール管理表」を作成し、業務を実施する。
（受注者・発注者）「業務スケジュール管理表」を活用し受発注者間で進行管理を行う。
- ⑥（発注者）発注時に明示できなかった業務実施（打合せ等）に伴い決定される設計条件について、業務途中の適切な段階に受注者に明示する。
- ⑦（発注者）業務実施に伴い決定される設計条件について、条件明示チェックシート（案）へ適宜、追記明示。

ー以降、工事発注への反映ー

- ⑧（発注者）条件明示チェックシート（案）における現場条件等を、工事設計書「現場説明における条件明示」に反映する。
なお、本ガイドライン条件明示チェックシート（案）と合わせて、「土木工事施工条件明示の手引き」及び「【参考】現場説明における条件明示作成段階チェックリスト」を活用する。
- ⑨（発注者）条件明示チェックシート（案）における現場条件等における工期に関する事項を「工期設定支援システム」を活用した工事工期算定、計画工程表に反映する

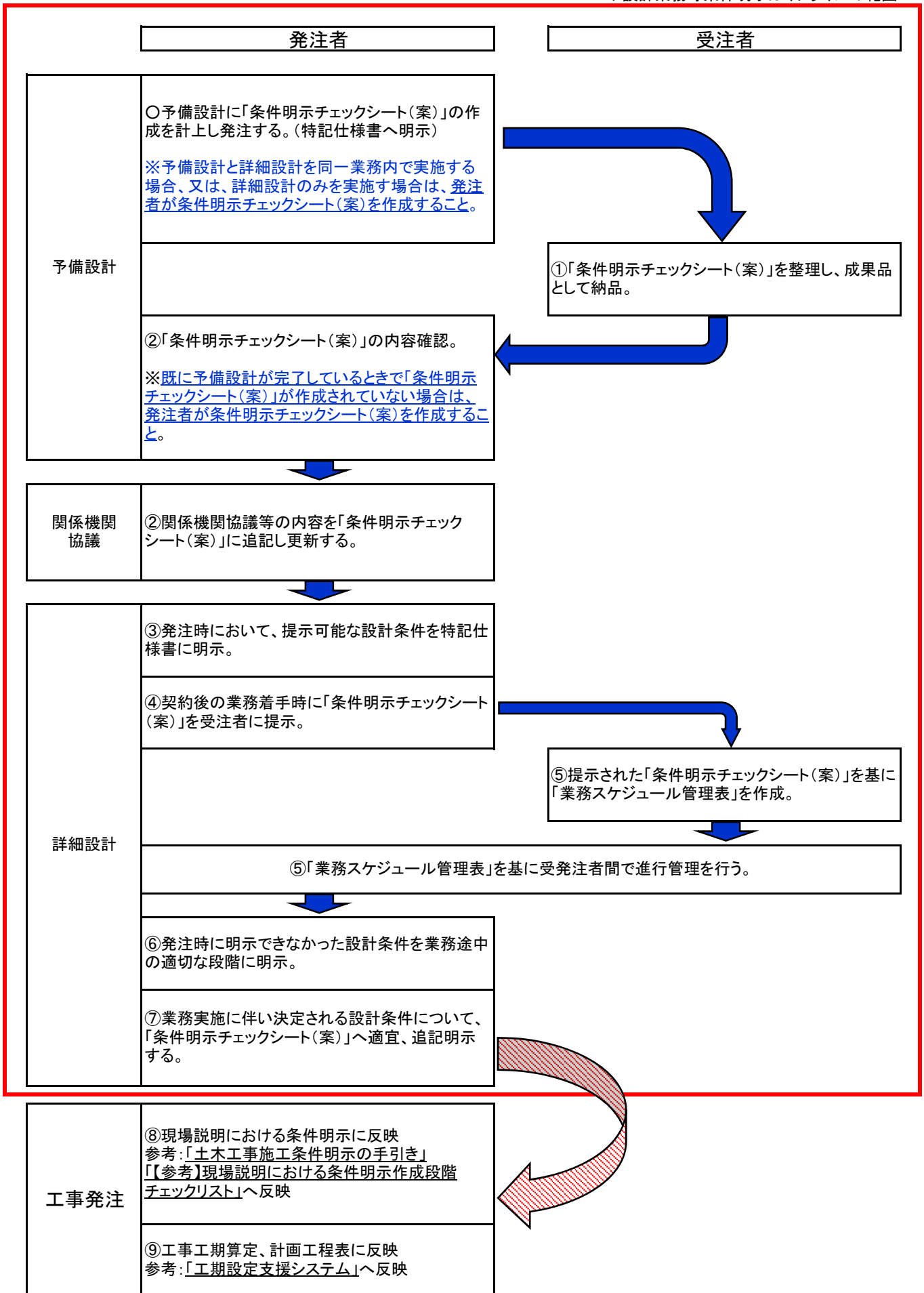
7 アンケート調査等への協力

今回の実施を通じた効果の検証および今後の課題の抽出のため、受注者及び発注者はアンケート調査等に協力するものとする。

8. 留意事項

本ガイドラインによりがたい場合は、適宜受発注者間で協議すること。

令和4年4月1日より適用する。



※ 条件明示チェックシート、国土交通省の「条件明示チェックシート(案)」を使用することとし、併せて国土交通省HPの「業務プロセスフロー(案)」、「関係者別協議事項リスト(案)」を適宜活用する。